

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十一項第六号及び第七十六条の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十一項第六号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合を定める規則を

五、他の国内の会社が自己の株式の消却、併合又は分割を行つたことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合

六、他の国内の会社が自己の株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合

附 則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十七号）の施行の日（平成十四年十一月二十八日）から施行する。

付  
言

一 他の国内の会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき株式を取得することにより議決権を取得する場合(当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式を得することによって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る)。

二 他の国内の会社(当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式を得ることによって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る)。

私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十一条第一項第六号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合は、次に掲げる場合とする。

一 他の目的の会社が発行した議決権を行使することができるいかなる事項についても議決権がないものとされた種類の株式であつて、議決権があるものとされることとなる場合が定められているものに係る議決権を取得したことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合（当該会社の議決権を保有する銀行業又は保険業を営む会社の意思によらない事象の発生により議決権を取得した場合に限る。）

三　他の国内の会社が発行した株式の転換が行わ

四 他の国内の会社が発行した株式につき一单元  
れることにより、その総株主の議決権に占める  
所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合  
(当該会社の議決権を保有する銀行業又は保  
険業を営む会社の請求による場合を除く。)

の株式の数に満たない数の株式の数が増加した

ことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合

(当該会社が発行した株式の相続等当該会社又は当該会社の議決権を保有する銀行業若しくは保険業を営む会社の意思によらない事象の発生により一単元の株式の数に満たない数の株式の数が増加した場合に限る。)